

事 務 連 絡
令和元年 12 月 26 日

各 住宅確保要配慮者居住支援協議会（別紙）御中

国土交通省住宅局安心居住推進課長

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」について
（情報提供）

特定技能外国人受入れ制度の創設を受け、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって推進していく観点から、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が策定されました。

その後、特定技能外国人の受入れ開始（平成 30 年 4 月～）を踏まえ、令和元年 6 月に、外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題に対する関連施策を取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（以下「充実策」という。）が策定されました。

今般、これまでの関連施策の実施状況も踏まえつつ、充実策の方向性に沿って、総合的対応策の改訂が行われましたので、お知らせいたします。（【参考】「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年 12 月 20 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定））

各居住支援協議会におかれては、構成員等の皆様へも周知いただくとともに、引き続き、共生社会の実現の重要性をご理解の上、外国人が支障なく住宅を探し住まうことができるための支援活動に対するご協力をよろしくお願いいたします。

【参考】

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」

（令和元年 12 月 20 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

（2）生活サービス環境の改善等

④ 住宅確保のための環境整備・支援

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくためには、住宅の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることのみを理由として入居を断ることのないよう、受入れ企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるようにするための取組を進めていく必要がある。さらに、公営住宅等において、日本人と同様の入居を推進し、共生社会を実現していく必要がある。

【具体的施策】

- 外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう、全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動をサポートするとともに、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組等、共生社会の実現に向けた施策を不動産関係団体と協力して引き続き積極的に推進する。

このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き等を内容とする「部屋探しのガイドブック」について、不動産関係団体と連携し、現状の 8 か国語から 14 か国語への多言語対応の拡充を図る。また、同ガイドライン・ガイドブックにおける入居の約束チェックシートの項目の見直し・拡充、やさしい日本語への対応を行い、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と併せて引き続き広く周知・普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービス等を利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証業者登録制度等の周知を行う。

さらに、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知、普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を引き続き実施する。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。

特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕《施策番号 74》

- 公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕《施策番号 75》

(法務省 出入国在留管理庁HP)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課
(代表) 03-5253-8111 (内線 39834)

事務連絡 別紙

項番	協議会名
1	北海道居住支援協議会
2	青森県居住支援協議会
3	岩手県居住支援協議会
4	宮城県居住支援協議会
5	秋田県居住支援協議会
6	山形県居住支援協議会
7	福島県居住支援協議会
8	茨城県居住支援協議会
9	栃木県住生活支援協議会
10	群馬県居住支援協議会
11	埼玉県住まい安心支援ネットワーク
12	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会
13	東京都居住支援協議会
14	神奈川県居住支援協議会
15	新潟県居住支援協議会
16	富山県居住支援協議会
17	石川県居住支援協議会
18	福井県居住支援協議会
19	山梨県居住支援協議会
20	長野県居住支援協議会
21	岐阜県居住支援協議会
22	静岡県居住支援協議会
23	愛知県居住支援協議会
24	三重県居住支援連絡会
25	滋賀県居住支援協議会
26	京都府居住支援協議会
27	Osakaあんしん住まい推進協議会
28	ひょうご住まいづくり協議会
29	奈良県居住支援協議会
30	和歌山県居住支援協議会
31	鳥取県居住支援協議会
32	島根県居住支援協議会
33	岡山県居住支援協議会
34	広島県居住支援協議会
35	山口県居住支援協議会
36	徳島県居住支援協議会
37	香川県居住支援協議会
38	愛媛県居住支援協議会
39	高知県居住支援協議会
40	福岡県居住支援協議会
41	佐賀県居住支援協議会
42	長崎県居住支援協議会
43	熊本県居住支援協議会
44	大分県居住支援協議会
45	宮崎県住生活協議会
46	鹿児島県居住支援協議会

項番	協議会名
47	沖縄県居住支援協議会
48	横浜市居住支援協議会
49	川崎市居住支援協議会
50	名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会
51	京都市居住支援協議
52	神戸市居住支援協議会
53	広島市居住支援協議会
54	北九州市居住支援協議会
55	福岡市居住支援協議会
56	熊本市居住支援協議会
57	本別町居住支援協議会
58	横手市居住支援協議会
59	鶴岡市居住支援協議会
60	さいたま市居住支援協議会
61	千葉市居住支援協議会
62	船橋市居住支援協議会
63	千代田区居住支援協議会
64	文京区居住支援協議会
65	台東区居住支援協議会
66	江東区居住支援協議会
67	大田区居住支援協議会
68	世田谷区居住支援協議会
69	杉並区居住支援協議会
70	豊島区居住支援協議会
71	北区居住支援協議会
72	板橋区居住支援協議会
73	練馬区居住支援協議会
74	葛飾区居住支援協議会
75	江戸川区居住支援協議会
76	八王子市居住支援協議会
77	調布市居住支援協議会
78	町田市居住支援協議会
79	日野市居住支援協議会
80	狛江市居住支援協議会
81	多摩市住替え・居住支援協議会
82	鎌倉市居住支援協議会
83	岐阜市安全・快適居住支援協議会
84	岡崎市居住支援協議会
85	宇治市居住支援協議会
86	豊中市居住支援協議会
87	岸和田市居住支援協議会
88	姫路市居住支援協議会
89	宝塚市居住支援協議会
90	東みよし町居住支援協議会
91	大牟田市居住支援協議会
92	うきは市居住支援協議会